

建設工事の設計書に係る情報提供実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第30条に基づき、情報提供施策の推進を図るため、熊本県が発注した建設工事（農林水産部、土木部、教育庁及び企業局が発注した工事に限る。）の設計書に関する情報提供を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(対象設計書)

第2条 情報提供の対象とする設計書は、熊本県が発注した建設工事の当初契約に係る工事設計書（積算システムで出力された帳票又はそれと同等の積算内訳書をいう。（以下「対象設計書」という。））とする。

(情報提供の実施機関)

第3条 情報提供の実施機関は、対象設計書に係る工事の発注機関とする。
なお、実施機関は、別紙「情報提供の実施機関一覧」のとおりとする。

(情報提供の申し出)

第4条 情報提供を希望する場合の手続きは次によるものとする。

一 申し出の方法

申し出を行う場合は、設計書の情報提供申出書（第1号様式）（以下「申し出書」という。）に次の事項を記入し、実施機関に直接持参、郵送又はFAXのいずれかの方法により提出するものとする。

- (1) 申出者の住所、氏名及び電話番号
- (2) 対象設計書の事業年度、工事番号、工事名、工事場所
- (3) 利用目的
- (4) 情報提供データ送付先のメールアドレス

二 申し出の期間

情報提供の申し出ができる期間は、対象設計書に係る工事の契約日から起算して30日以内とする。

(情報提供の受理)

第5条 実施機関は、情報提供の申し出があった場合、次により受理手続きを行うものとする。

- 一 申出書が実施機関に到達した日をもって受理日とする。
- 二 情報提供を求められた情報を他の実施機関が保有している場合は、申出者に連絡したうえで他の実施機関に移送しなければならない。この場合、移送元の実施機関に到達した日を受理日とする。
- 三 申出書の記載事項の不備又は対象設計書が特定できない場合は、申出者に内容を確認しなければならない。

(情報提供の決定等)

第6条 実施機関は、情報提供の決定に当たっては、次により情報提供の決定等を行うものとする。

- 一 対象設計書に熊本県情報公開条例に規定する個人情報等の不開示情報を含まず全部開示できる情報である等、情報提供が可能であることを確認したうえで決定しなければならない。情報提供を決定した場合は、申請書を受理した日から起算して15日以内に情報提供通知書(第3号様式)により情報提供を行わなければならない。
- 二 対象設計書に個人情報等の不開示情報を含むなど情報提供が不相当と判断される場合は、熊本県情報公開条例に基づく開示請求など他の適切な方法によらなければならない。この場合、申出者に対して情報提供審査結果通知書(第2号様式)により情報提供ができない旨を、情報公開条例に基づく開示請求等の他の適切な方法に関する案内を添えて、申出書が到達した日から起算して15日以内に通知しなければならない。
- 三 対象設計書が存在しない場合、申出者に対して情報提供審査結果通知書(第2号様式)により、対象設計書が存在しないため情報提供ができない旨を、申出書が到達した日から起算して15日以内に通知しなければならない。

(情報の提供)

第7条 実施機関は、情報提供を決定した場合、次より情報提供を行うものとする。

- 一 情報提供の方法は電子メールでの提供とする。ただし、通信システム障害が発生した場合はこの限りではない。
- 二 電子メールでの情報提供に当たっては、誤送信防止のため申出者との間で空メール往復により確認したメールアドレスを使用する。
- 三 情報提供用データは、PDF形式とする。
- 四 情報提供に伴う申出者への費用負担は求めない。

附 則

この要領は、平成27年10月6日から施行する。

(別紙)

(R4.4)

情報提供の実施機関一覧（農林水産部関係）

実施機関			FAX	電話番号
県庁農林水産部	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1	農林水産政策課	096-383-3270	096-333-2363
		技術管理課	096-383-0367	096-333-2426
大切畑ダム復興事務所	〒861-2402 阿蘇郡西原村小森 2057-20	ダム復興課	096-279-1557	096-279-1555
県央広域本部農林部	〒860-0831 熊本市中央区八王寺町 1-20	農地整備課	096-273-9694	096-273-9680
宇城地域振興局農林部	〒869-0532 宇城市松橋町久具400-1	農地整備課	0964-32-2289	0964-32-0111
		林務課	0964-32-4345	0964-32-0628
上益城地域振興局農林部	〒861-3206 上益城郡御船町辺田見396-1	農地整備課	096-282-6840	096-282-0326
		林務課	096-282-3427	096-282-0142
県北広域本部農林水産部	〒861-1331 菊池市隈府1272-10	農地整備課	0968-25-4187	0968-25-2040
		林務課	0968-25-4215	0968-25-1039
玉名地域振興局農林部	〒865-0016 玉名市岩崎1004-1	水産課	0968-74-2840	0968-74-2154
		農地整備課	0968-74-1693	0968-74-2141
鹿本地域振興局農林部	〒865-0016 玉名市岩崎1004-1	林務課	0968-74-2840	0968-74-2138
		農地整備課	0968-74-1693	0968-74-2141
阿蘇地域振興局農林部	〒861-0594 山鹿市山鹿1026-3	農地整備課	0968-25-4187	0968-44-2136
		林務課	0968-44-2273	0968-44-2135
阿蘇地域振興局農林部	〒869-2612 阿蘇市一宮町宮地2402	農地整備課	0967-22-0618	0967-22-1116
		林務課	0967-22-0613	0967-22-1117
県南広域本部農林水産部	〒866-8555 八代市西片町1660	農地整備課	0965-33-3588	0965-33-3551
		林務課	0965-33-3624	0965-33-3592
		水産課	0965-33-3645	0965-33-3625
芦北地域振興局農林部	〒869-5461 葦北郡芦北町葦北2670	農地整備課	0966-82-4442	0966-82-5705
		林務課	0966-82-2462	0966-82-2524
球磨地域振興局農林部	〒868-8503 人吉市西間下町86-1	農地整備課	0966-24-4133	0966-24-6686
		林務課	0966-24-4127	0966-24-4115
		森林保全課	0966-24-4127	0966-24-4190
天草広域本部農林水産部	〒863-0013 天草市今釜新町3530	農地整備課	0969-22-4498	0969-22-4280
		林務課	0969-23-8513	0969-22-4316
		水産課	0969-23-2856	0969-22-4364
		漁港課	0969-23-2856	0969-22-4369

※申出書の提出先は、対象設計書の実施機関とする。

県庁農林水産部各課が実施機関の場合、農林水産政策課・技術管理課が一元的に申出書を受け、実施機関（農林水産部各課）に移送する（第5条（2）を適用）。

実施機関等が不明の場合は、県庁農林水産部技術管理課 農業土木技術班若しくは林務水産技術班までおたずねください。TEL:096-333-2426

(別紙)

(R4.4)

情報提供の実施機関一覧(土木部関係)

実施機関		FAX	電話番号	
県庁土木部	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1	土木技術管理課	096-381-0570	096-333-2490
		管轄課	096-381-7612	096-333-2539
		住宅課	096-384-5472	096-333-2548
県央広域本部土木部	〒860-0831 熊本市中央区八王寺町1-20	工務管理課	096-273-9651	096-273-9638
県央広域本部 益城復興事務所	〒861-2211 上益城郡益城町大字福原790	街路工務課	096-234-7439	096-234-7336
		区画整理工務課	//	096-234-7314
宇城地域振興局土木部	〒869-0532 宇城市松橋町久具400-1	維持管理調整課	0964-32-5124	0964-32-0803
		工務課	//	0964-32-0804
上益城地域振興局土木部	〒861-3512 上益城郡山都町下馬場265	維持管理調整課	0967-72-3820	0967-72-1109
県北広域本部土木部	〒861-1331 菊池市隈府1272-10	工務課	0968-25-4219	0968-25-2166
		維持管理課	//	0968-25-4232
玉名地域振興局土木部	〒865-0016 玉名市岩崎1004-1	維持管理調整課	0968-74-2249	0968-74-2164
		工務課	//	0964-74-2159
鹿本地域振興局土木部	〒861-0594 山鹿市山鹿1026-3	維持管理調整課	0968-44-2324	0968-44-2312
阿蘇地域振興局土木部	〒869-2612 阿蘇市一宮町宮地2402	維持管理調整課	0967-22-4370	0967-22-1119
		工務課	//	0967-22-0491
県南広域本部土木部	〒866-8555 八代市西片町1660	工務課	0965-33-4051	0965-33-3684
		維持管理課	//	0965-33-4165
芦北地域振興局土木部	〒869-5461 葦北郡芦北町葦北2670	維持管理調整課	0966-82-4059	0966-82-2530
		工務第一課	//	0966-82-2532
		工務第二課	//	0966-83-5615
球磨地域振興局土木部	〒868-8503 人吉市西間下町86-1	維持管理調整課	0966-24-4209	0966-24-4208
		工務第一課	//	0966-24-4212
		工務第二課	//	0966-32-7578
		まちづくり工務課	//	0966-24-4244
天草広域本部土木部	〒863-0013 天草市今釜新町3530	工務第一課	0969-23-0305	0969-22-4609
		工務第二課	//	0969-22-4643
		維持管理課	//	0969-22-4679
市房ダム管理所	〒868-0701 球磨郡水上村岩野3-6	管理課	0966-44-0659	0966-44-0304
氷川ダム管理所	〒869-4403 八代市泉町下岳2886	管理課	0965-67-3376	0965-67-2530
天草空港管理事務所	〒863-2114 天草市五和町城河原1丁目2080-5	管理課	0969-57-6112	0969-57-6111

※申出書の提出先は、対象設計書の実施機関とする。

県庁土木部各課(建築関係を除く)が実施機関の場合、土木技術管理課が一元的に申出書を受け、実施機関(土木部各課)に移送する(第5条(2)を適用)。

実施機関等が不明の場合は、県庁土木部土木技術管理課 技術指導班までおたずねください。TEL:096-333-2490

(別紙)

情報提供の実施機関一覧（教育庁関係）

実施機関		FAX	電話番号	
教育庁	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1	教育政策課	096-384-1509	096-333-2674
		施設課	096-384-9116	096-333-2716

※申出書の提出先は、対象設計書の実施機関とする。
実施機関等が不明の場合は、教育庁教育政策課までおたずねください。 TEL:096-333-2674

(別紙)

(R4.3)

情報提供の実施機関一覧（企業局関係）

実施機関		FAX	電話番号	
企業局（本庁）	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1	総務経営課	096-384-9114	096-333-2542
		工務課	//	096-333-2602
発電総合管理所	〒862-0950 熊本市中央区水前寺6-48-40	—	096-213-7615	096-213-7611
都呂々ダム管理事務所	〒863-2611 天草郡苓北町都呂々光り岩4542	—	0969-36-0338	0969-36-0925

※企業局(本庁各課室、各出先機関)が実施機関の場合、総務経営課が一元的に申出書を受け、実施機関に移送する(第5条(2)を適用)。
不明な点については、企業局総務経営課 総務班までおたずねください。 TEL:096-333-2592

設計書の情報提供申出書

令和 年 月 日

情報提供事務担当課長 様

申出者 (必須)	住所 氏名	(押印不要)
	電話番号	
	メールアドレス	

- 注1 住所、氏名、電話番号及びメールアドレスは必ず記入してください。
 2 法人その他の団体は、「住所・氏名」の欄に所在地、名称、代表者の氏名を記載してください。
 3 電話番号は連絡のために必要です。昼間連絡がとれる電話番号を記載してください。
 4 メールアドレスは連絡及び情報提供に必要です。

下記工事の設計書（金入り）について、情報提供を申し出ます。

設計書 特定情報 (必須)	事業年度	
	工事番号	
	工事名	
	工事場所	
利用目的		

- 注1 設計書特定情報は必ず記入してください。
 2 利用目的も差し支えない範囲で記入してください。

(申出者は、以下の記入の必要はありません)

(伺い) 上記申し出について、下記のとおり審査を了しましたので下記のとおり決定してよろしいか。
 御決裁のうえは、別紙案により施行してよろしいか併せて伺います。

課長	審議員	補佐	班長	主査	課員

※本庁、出先とも担当課長決裁とする。

事務担当者	課(班)名：	担当者名：
受理日	令和 年 月 日	
事務処理期限	令和 年 月 日	
審査内容	個人情報等不開示情報の有無： 有 ・ 無 、全部開示の可否： 可 ・ 否	
審査結果	情報提供の可否： 可 ・ 否 (否の場合の理由：)	
提供完了日	令和 年 月 日	
備考		

情報提供審査結果通知書

令和 年 月 日

申出者 様

情報提供事務担当課の課長

令和 年 月 日付で申し出があった下記設計書の情報提供については、下記理由により情報提供ができないことをお知らせします。

記

1 情報提供申出書

申出日 令和 年 月 日

2 対象設計書

工事名

工事番号

施工箇所

3 情報提供ができない理由

（例）対象設計書の一部に熊本県情報公開条例に定める個人情報等の不開示情報を含むため、「建設工事の設計書に係る情報提供実施要領」の規定に基づく情報提供ができません。

なお、上記理由により「建設工事の設計書に係る情報提供実施要領」に基づく情報提供はできませんが、「熊本県情報公開条例」に基づいて開示請求ができることを申し添えます。

4 問い合わせ先

〇〇地域振興局〇〇部〇〇課〇〇班

担当者名：〇〇

電話番号：

情報提供通知書

令和 年 月 日

申出者 様

情報提供事務担当課の課長

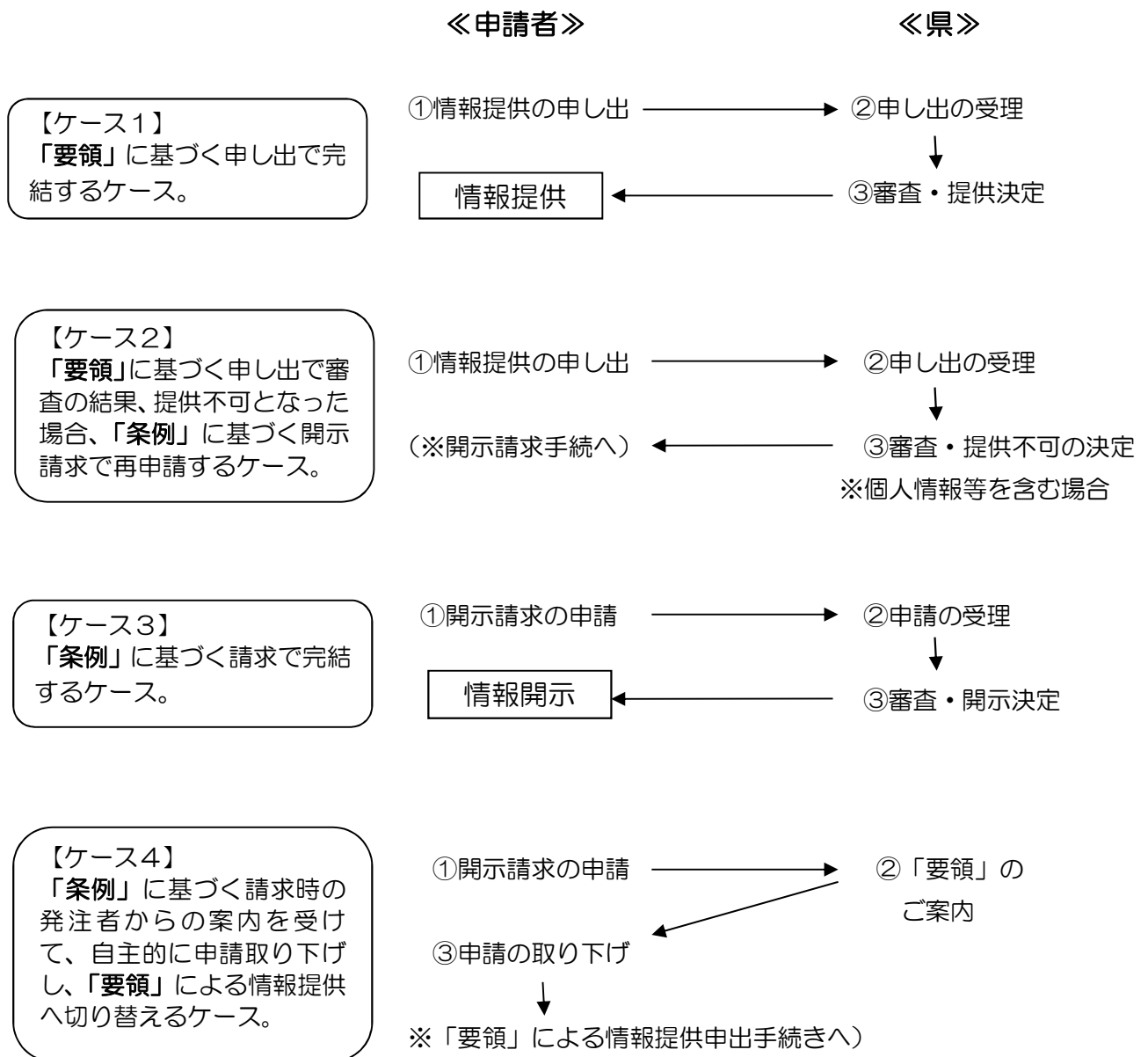
令和 年 月 日付けで申し出があった下記設計書について、別添資料を添えて情報提供します。

記

- 1 情報提供申出書
申出日 令和 年 月 日
- 2 提供する設計書
工事名
工事番号
施工個所
- 3 問い合わせ先
〇〇地域振興局〇〇部〇〇課〇〇班
担当者名：〇〇
電話番号：

参 考

従来の「熊本県情報公開条例」に基づく開示請求に加え、新たに「建設工事の設計書に係る情報提供実施要領」を整備したことにより、より迅速かつ効率的な情報提供を可能となりました。このため、申請（又は申し出）の方法にもいくつかのケースが想定されます。下記に想定されるケースとフローを示しますので参考としてください。



【ケース1】：「要領」に基づく手続きで、**最も迅速かつ効率が良い**。

【ケース2】：「要領」に基づく申し出が、個人情報を含む等により情報提供が不可となるケース。

→「条例」に基づく開示請求が必要。

【ケース3】：「条例」に基づく従来の開示方法。

【ケース4】：申請者が「条例」に基づく開示請求を取り下げ、**「要領」に基づく手続きへ切り替え**。